

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【公開番号】特開2019-54097(P2019-54097A)

【公開日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-013

【出願番号】特願2017-176918(P2017-176918)

【国際特許分類】

H 05 K 5/02 (2006.01)

G 06 F 1/16 (2006.01)

A 45 C 11/00 (2006.01)

【F I】

H 05 K 5/02 C

G 06 F 1/16 3 1 2 G

G 06 F 1/16 3 1 3 C

A 45 C 11/00 E

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月8日(2020.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の一態様として、機器の保護ケースであって、前記保護ケースが前記機器へ装着された状態で前記機器の背面の一部を覆う被覆部と、前記機器が載置される載置面に対して当該機器を傾斜した状態で支持するときに、前記機器が前記載置面に対して立ち上がるよう前記機器を支持する第1支持部と、前記載置面側の面が平面状に形成された平面状部を有し、前記載置面に対して前記機器を傾斜した状態で支持するときに、当該機器の下端部と前記載置面との間に介在して、前記平面状部の前記載置面側の面が前記載置面と略平行になるように前記機器を支持する第2支持部と、を備える。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機器の保護ケースであって、

前記保護ケースが前記機器へ装着された状態で前記機器の背面の一部を覆う被覆部と、

前記機器が載置される載置面に対して当該機器を傾斜した状態で支持するときに、前記機器が前記載置面に対して立ち上がるよう前記機器を支持する第1支持部と、

前記載置面側の面が平面状に形成された平面状部を有し、前記載置面に対して前記機器を傾斜した状態で支持するときに、当該機器の下端部と前記載置面との間に介在して、前記平面状部の前記載置面側の面が前記載置面と略平行になるように前記機器を支持する第2支持部と、を備える保護ケース。

【請求項2】

前記第1支持部の一端側は、前記被覆部に対して回動可能に接続されている請求項1に

記載の保護ケース。

【請求項3】

前記第1支持部の一端側と前記被覆部との間には、第1可撓部が設けられている請求項1または2に記載の保護ケース。

【請求項4】

前記保護ケースが前記機器へ装着された状態で前記機器の正面の少なくとも一部を覆う位置へ設置可能であり、かつ、前記第1支持部の他端側に回動可能に接続された蓋部をさらに備える請求項1乃至3のいずれか一項に記載の保護ケース。

【請求項5】

前記蓋部は、前記第1支持部によって前記機器が前記載置面に対して支持されている状態で、前記第2支持部と前記載置面との間に介在可能に設けられている請求項4に記載の保護ケース。

【請求項6】

前記第1支持部の他端側と前記蓋部との間に第2可撓部が介在する請求項4または5に記載の保護ケース。

【請求項7】

前記被覆部は、

前記保護ケースが前記機器へ装着された状態で前記機器の背面の一部を覆う保持部を含み、前記保持部に開口部が形成された第1被覆部と、

前記第1被覆部の前記開口部内にその一部が配置され、前記第1被覆部に第1可撓部を介して接続された第2被覆部と、

を含む請求項1乃至6のいずれか一項に記載の保護ケース。

【請求項8】

前記第1被覆部の厚みと前記第2被覆部の厚みとが略同一である請求項7に記載の保護ケース。

【請求項9】

機器の保護ケースであって、

前記保護ケースが前記機器へ装着された状態で前記機器の背面の一部を覆う保持部を含み、前記保持部に開口部が形成された第1被覆部と、

前記第1被覆部の前記開口部内にその一部が配置され、前記第1被覆部に第1可撓部を介して接続された第2被覆部と、

前記第2被覆部に第2可撓部を介して回動可能に接続された蓋部を備え、

前記第1被覆部の厚みと前記第2被覆部の厚みとが略同一である保護ケース。

【請求項10】

前記保持部は、前記機器の下端面をさらに覆う下端面保持部を有し、前記開口部が前記下端面保持部まで延在して形成されている請求項9に記載の保護ケース。

【請求項11】

前記下端面保持部の厚みは、前記第2可撓部の厚みと、略同一に形成されている請求項10に記載の保護ケース。

【請求項12】

前記保護ケースが前記機器へ装着された状態で前記蓋部を前記機器の正面に対向させて配置させた際、前記第2可撓部のうち前記機器と対向する部分の少なくとも一部が、前記機器の前記下端面に当接する請求項11に記載の保護ケース。

【請求項13】

前記保護ケースが前記機器へ装着された状態で前記蓋部を前記機器の正面に対向させて配置させた際、前記第2被覆部および前記第2可撓部は、前記機器の側面視において前記第1被覆部に重なり合う寸法である請求項9乃至12のいずれか一項に記載の保護ケース。